

平成25年度 第21回 臨時役員会議事要旨

日 時 平成26年1月27日（月） 12時10分～12時13分

場 所 大学本部3階学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事，大島学長補佐，増子学長補佐

【 審議事項 】

（ 一括審議事項 ）

学長から，平成26年1月8日及び1月22日の役員会で協議し，1月17日開催の教育研究評議会及び1月27日の経営協議会で審議了承された5案件について，一括審議する旨及び一括審議事項の概要について次のとおり説明があり，審議の結果，5案件すべて了承された。

（1）国立大学法人佐賀大学の中期目標・中期計画の変更について

本件は，国立大学法人佐賀大学の中期計画を変更するために文部科学省へ変更の認可申請を行う案件。①地（知）の拠点整備事業採択による変更等，②教育研究組織の再編等を見据えた構想プロジェクト（調査費）による変更，③事務局長宿舍敷地の譲渡，④長期借入金を活用した宿舍整備の改修，⑤医学系研究科博士課程の定員減（入学定員30人→25人）であり，②は文部科学省からの指導により，1月8日開催の役員会後に追加となったもの。

（2）平成25年度国立大学法人佐賀大学補正予算（第2次）（案）について

本件は，平成25年度補正予算（第2次）編成を策定する案件であり，収入・支出額の増減に伴い収入・支出予算の補正を行い，退職手当の不足及び学生納付金の減収等予算執行上の諸課題への対応や資金の運用益を活用した教育研究の充実や学生支援等を行う案件。

（3）国立大学法人佐賀大学の予算の繰越の取扱い及び目的積立金の取扱いについて（案）

本件は，現行の「国立大学法人佐賀大学の予算の繰越の取扱いについて」及

び「目的積立金の取扱いについて」の見直しを行う案件。予算の計画的な執行を促し、予算の有効活用を図るとともに、目的積立金の計画的な執行と有効活用を図ることを目的とするもの。文部科学大臣への承認申請前に予算の繰越の妥当性を判断して繰越の可否を決定する取扱いに改めることや部局の事業計画については、役員会等の議を経て学長が決定することとし、併せてその事業計画を変更する場合も同様な手続きを経て決定するしくみを新たに定める案件。

(4) 一般運営費交付金への業務達成基準適用について

本件は、平成25年度において複数年度にわたる事業3件（附属幼稚園改修工事、医学部改修に係る移転等業務及び高度医療機器更新等事業）に業務達成基準を適用する案件。

(5) 佐賀大学職員宿舎整備計画について

本件は、佐賀大学職員宿舎整備について、第1期～第3期工事として改修工事等を行うこと、第1期工事の平成26年度改修工事として必要となる経費を借用するため、文部科学大臣に対して長期借入金の許可申請を行うこと等に関する案件。

(6) その他

特になし。

【 その他 】

特になし。

以 上